

告 示

熊本県告示第1319号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
荒尾介護システムヘルパーステーション 荒尾市原万田696番地9	有限会社荒尾介護システム	平成17年11月11日

熊本県告示第1320号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市日奈久上西町字堂山甲400（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字堂山甲400（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1321号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町芋生字西細永3880の1、3892の1、3896の1、3900
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西細永3896の1・3900（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1322号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡甲佐町大字上早川字長田4687
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字長田 4687（次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 （2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本市上益城地域振興局並びに甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1323 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 17 年 11 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代表者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
共和石油株式会社	代表取締役 田川接郎	熊本市上南部二丁目 1 番 115 号	平成 17 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1324 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成 17 年 11 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
NPO 法人あゆり介護支援センター 八代市萩原町二丁目 1 番 6 号	NPO 法人あゆり介護支援センター	平成 17 年 6 月 30 日
アイリスケアセンター西松江 八代市大手町二丁目 7-25 大手町太陽ビル 1 階	株式会社ニチイ学館	平成 17 年 8 月 10 日
訪問介護事業所ふれあい 熊本市水前寺一丁目 11 番 22 号	有限会社エリア管理サービス	平成 17 年 8 月 31 日
ホームヘルプサービスセンターなかよし 熊本市尾ノ上三丁目 1-34	医療法人社団仁風会	平成 17 年 8 月 31 日
真護の手 熊本市清水亀井町 32 番 10 号	有限会社真護の手	平成 17 年 9 月 26 日
竜北町指定訪問介護事業所 八代郡竜北町島地 651 番地	社会福祉法人竜北町社会福祉協議会	平成 17 年 9 月 30 日
宮原町訪問介護事業所 八代郡宮原町宮原村 702 番地 5	社会福祉法人宮原町社会福祉協議会	平成 17 年 9 月 30 日
社会福祉法人玉名市社会福祉協議会訪問介護事業所 玉名市岩崎 88-4	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会	平成 17 年 10 月 2 日
岱明町社会福祉協議会ヘルパーステーション 玉名郡岱明町中土 1022 番地	社会福祉法人岱明町社会福祉協議会	平成 17 年 10 月 2 日

【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
社会福祉法人玉名市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所 玉名市岩崎 88-4	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会	平成 17 年 10 月 2 日

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
竜北町指定通所介護事業所 八代郡竜北町島地 651 番地	社会福祉法人竜北町社会福祉協議会	平成17年9月30日
宮原町通所介護事業所 八代郡宮原町宮原村 702 番地 5	社会福祉法人宮原町社会福祉協議会	平成17年9月30日

熊本県告示第1325号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により指定居宅介護支援事業所の廃止の届出があった。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮谷義子

【居宅介護支援】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
居宅介護支援事業所ふれあい 熊本市水前寺一丁目11番22号	有限会社エリア管理サービス	平成17年8月31日
居宅介護支援事業所あやめ 熊本市新町三丁目4番2-203号	有限会社真護の手	平成17年9月26日
竜北町指定居宅介護支援事業所 八代郡竜北町島地 651 番地	社会福祉法人竜北町社会福祉協議会	平成17年9月30日
宮原町居宅介護支援事業所 八代郡宮原町宮原村 702 番地 5	社会福祉法人宮原町社会福祉協議会	平成17年9月30日
社会福祉法人玉名市社会福祉協議会居宅介護支援事業所 玉名市岩崎 88-4	社会福祉法人玉名市社会福祉協議会	平成17年10月2日
岱明町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 玉名郡岱明町中土 1022 番地	社会福祉法人岱明町社会福祉協議会	平成17年10月2日
天水町社会福祉協議会 玉名郡天水町小天 7237 番地	社会福祉法人天水町社会福祉協議会	平成17年10月2日

熊本県告示第1326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮谷義子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6820002	岩井クリニック	医療法人弘顯会	球磨郡あさぎり町深田東 445-1	平成17年9月1日
6400043	えうら耳鼻咽喉科 クリニック	医療法人正佑会	菊池郡大津町室門出 212-1	平成17年9月1日
6960016	楽洋クリニック	渡邊 一夫	天草郡五和町二江 4488-5	平成17年10月1日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6074023	田中歯科医院	医療法人田中会	山鹿市山鹿 1504-1	平成17年9月1日
6874009	中村歯科医院	岡本 昌也	上天草市大矢野町登立 14145-4	平成17年9月1日

〔薬局〕

指定番号	薬局名称	開設者	薬局所在地	指定年月日
0000978	はやし調剤薬局	林 泰男	菊池郡菊陽町久保田 2802-5	平成17年10月1日
0000979	高階誠心堂出町調剤薬局	有限会社 JAM	人吉市上青井町 167	平成17年11月8日

熊本県告示第 1327 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 17 年 11 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
岩井クリニック	岩井 顯	球磨郡あさぎり町深田東 445-1	平成 17 年 9 月 1 日
えうら耳鼻咽喉科 クリニック	江浦 正郎	菊池郡大津町室字門出 212-1	平成 17 年 9 月 1 日

〔歯科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
田中歯科医院	田中仁	山鹿市九日町 1511	平成 17 年 9 月 1 日
中村歯科医院	中村優子	上天草市大矢野町登立 14145	平成 17 年 4 月 27 日

熊本県告示第 1328 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関等から変更の届出があった。

平成 17 年 11 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
大岩クリニック	医療法人社団 千寿会	開設者名称		平成 17 年 3 月 17 日
	医療法人千寿会	医療法人社団千寿会		

熊本県告示第 1329 号

昭和 59 年 12 月 18 日熊本県告示第 1075 号（熊本県いぐさ奨励品種「くまがわ」）は、廃止する。

平成 17 年 11 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 1330 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 11 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【認知症対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホームさち 上天草市大矢野町上 7314 番地	特定非営利活動法人憲友会	平成 17 年 11 月 2 日

熊本県告示第 1331 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 11 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【認知症対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホーム花音 八代郡水川町宮原 588 番地の 2	有限会社沙蔵	平成 17 年 11 月 11 日

熊本県告示第1332号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に定める救急医療機関に認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国民健康保険 新和町立病院	天草郡新和町小宮地 763 番地の 3	平成 18 年 2 月 24 日から 平成 21 年 2 月 23 日まで
社会福祉法人恩賜財団 済生会みすみ病院	宇城市三角町波多 775 番地 1	平成 18 年 3 月 10 日から 平成 21 年 3 月 9 日まで

熊本県告示第1333号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県山鹿市菊鹿町下内田字若宮 2496 の 1、2497 の 1、2497 の 4
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1334号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡天草町下田南字古屋敷 2788、2820、字瀧ノ下 2993 の 1、2994、2995、2997 の 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年11月25日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	矢部阿蘇 公園線	上益城郡山都町御所字中園 同町御所字御迎 1258 番 3 地先から 1826 番 3 地先まで	52.0	単道改

2 供用開始する期日 平成17年11月25日

熊本県告示第1336号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により次のように保安林の指定を解除する。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町中字茶園迫4770、4771、4773から4775まで、4776の1から4776の8まで、4771の1から4771の3まで、4785、字東小亀4850の1、4850の2、4852の2から4852の5まで、4853の1、4853の2、4859、4860、4864の2、4864の5から4864の7まで、4871（次の図に示す部分に限る。）、字毛四郎4928の1、4929の2、4942の1、4943の1、4944、4950の1、字北小亀4896の2、4896の3、字長迫5095の3、5100の2、5100の3、5105、5106の2、5106の3、5109の1から5109の3まで、5113、5114の1、5115の1、5116から5118まで、5119の1、5119の2、5120、5121の1から5121の3まで、5121の5、5122から5124まで、5125の1、5126の1、5127の1、5128、5129、5130の1、5131から5133まで、字上大亀8979の2、8981の1、字北亀の迫8745から8747まで、8749から8754まで、8761、8762、8764、8765、8786から8791まで、字上亀の迫8913の3から8913の5まで、8913の7、8913の8、8925の2から8925の5まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第862号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宇土市三拾町450番地4
- 2 築造者の氏名 本田俊明
- 3 道路の位置 宇土市三拾町字鋤崎449番1、同449番14及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.48メートルから4.50メートルまで
- 5 道路の延長 79.35メートル
- 6 指定年月日 平成17年11月4日
- 7 指定番号 宇城景建第29号

熊本県公告第863号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 山鹿市熊入町76番地2
- 2 築造者の氏名 中原アツ子
- 3 道路の位置 山鹿市熊入町字大坪75番4、75番5、76番7、76番8、76番9及び76番10
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 26.50メートル
- 6 指定年月日 平成17年11月7日
- 7 指定番号 鹿本企調第21号

熊本県公告第864号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品名
熊本県情報ギガハイウェイ及び全庁ネットワークの管理運営関係ソフトウェアのライセンス調達
 - (2) 調達ライセンスの内容

- 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成17年12月28日(水)
- (4) 納入場所
仕様書のとおり
- (5) 入札方法
ア 入札金額は、当該ライセンス調達に係る総額とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領(平成14年熊本県告示第839号)による審査のうち、入札参加資格を有するとして、紙、文具、事務機類販売業種、電気製品並びに電気関係機械器具類販売業種又は電気通信機材、器具類販売業種に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(3)の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要領に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成17年11月25日(金)から平成17年12月5日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成17年11月25日(金)から平成17年12月7日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課管理班(県庁行政棟新館9階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 3083
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間

平成17年11月25日（金）から平成17年12月13日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

- イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成17年12月14日（水）午後1時30分から
 - イ 場所
熊本県地域振興部情報企画課内（県庁行政棟新館9階）
- (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成17年12月13日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2以上の意思表示をした入札
 - コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (5) 最低制限価格
無
 - (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から7日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から5日以内とする。
 - (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 865 号

県営中くま地区（平山工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年 11月 25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成17年 11月 28日から
平成17年 12月 26日まで
- 2 縦覧の場所 あさぎり町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 866 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成17年 11月 25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	浦川（第1工区）	平成5年9月20日	平成11年11月26日	熊本県
区画整理	浦川（第2工区）	平成6年9月30日	平成11年11月26日	熊本県
区画整理	浦川（第3工区）	平成6年10月28日	平成11年9月30日	熊本県
区画整理	浦川（第4工区）	平成6年10月27日	平成13年5月7日	熊本県
区画整理	浦川（第5工区）	平成4年11月13日	平成7年6月29日	熊本県
区画整理	浦川（第6工区）	平成8年10月8日	平成15年8月11日	熊本県
区画整理	浦川（第7工区）	平成9年9月10日	平成14年11月26日	熊本県
区画整理	浦川（第8工区）	平成10年9月21日	平成15年2月17日	熊本県
区画整理	平野（第1工区）	平成11年9月29日	平成15年3月6日	熊本県
区画整理	平野（第2工区）	平成11年3月26日	平成15年2月19日	熊本県
区画整理	平野（第3工区）	平成12年3月31日	平成15年3月5日	熊本県
区画整理	菊水西（1-1工区）	昭和62年12月18日	平成4年1月14日	熊本県
区画整理	菊水西（1-2工区）	昭和63年9月1日	平成9年9月22日	熊本県
区画整理	菊水西（2工区）	平成3年10月12日	平成7年2月21日	熊本県
区画整理	菊水西（3工区）	平成5年2月2日	平成10年2月25日	熊本県
区画整理	菊水西（4工区）	平成10年1月9日	平成12年8月14日	熊本県
区画整理	菊水西（6-1工区）	平成7年8月26日	平成11年11月8日	熊本県
区画整理	菊水西（6-2工区）	平成6年9月20日	平成11年11月8日	熊本県
区画整理	菊水西（7工区）	平成8年10月25日	平成11年11月8日	熊本県
区画整理	菊水西（8工区）	平成10年3月26日	平成13年8月29日	熊本県
区画整理	菊水西（9工区）	平成11年9月29日	平成13年8月29日	熊本県
区画整理	菰屋（1工区）	平成6年9月20日	平成10年8月11日	熊本県
区画整理	菰屋（2工区）	平成6年9月23日	平成14年11月7日	熊本県
区画整理	菰屋（3工区）	平成7年9月1日	平成11年2月15日	熊本県
区画整理	菰屋（4工区）	平成8年10月5日	平成14年12月6日	熊本県
区画整理	南関西部	平成8年3月15日	平成14年3月11日	熊本県
区画整理	板楠（1工区）	平成9年3月29日	平成15年2月28日	熊本県
区画整理	板楠（2工区）	平成11年1月22日	平成15年3月6日	熊本県

熊本県公告第 867 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類

を縦覧に供する。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
BIG the BIG エース城山店
熊本市城山下代町前田700ほか
- 2 変更しようとする事項
駐車場の収容台数
変更前 459台
変更後 355台
- 3 変更する年月日
平成18年7月1日
- 4 変更する理由
駐車場収容台数余剰のため
- 5 届出年月日
平成17年10月31日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成17年11月25日から平成18年3月25日まで

熊本県公告第868号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2の規定に基づき、営業所又は建設業者の所在を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から30日以内に申し出ること。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 営業所又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 有限会社大創ホーム
熊本市戸島町4092
代表取締役 北島 義一良
熊本県知事許可（般-13）第00728号
 - (2) 頼田建設
熊本市中島町1142
代表者 頼田 勝則
熊本県知事許可（般-14）第01729号
 - (3) 有限会社和建設工業
熊本市沼山津1-14-24
代表取締役 清水 和幸
熊本県知事許可（般-13）第08618号
 - (4) 有限会社南生建設
熊本市高平2-477
代表取締役 中尾 哲也
熊本県知事許可（般-13）第12938号
 - (5) 槌田工務店
熊本市銭塘町3912-2
代表者 槌田 悟
熊本県知事許可（般-14）第13282号
- 2 申出先
熊本県土木部監理課

熊本県公告第869号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市東屋形三丁目2番1、同2番2、同2番3、同2番4、同2番5、同荒尾字平原3484番及び水路
11,262.18平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県大牟田市本町六丁目9番地
ありあけ不動産ネット協同組合

熊本県公告第 870 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号。以下「特例政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び数量
三次元レーザー加工機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名前及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成17年10月5日
- 4 落札者の名称及び所在地
米善機工 株式会社
熊本市十禅寺一丁目4-80
- 5 落札金額
34,545,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成17年8月24日

熊本県公告第 871 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
鹿本郡植木町岩野字松山311番4
雑種地 3,989平方メートル
鹿本郡植木町岩野字狐塚374番4
雑種地 585平方メートル
最低売却価格 35,700,000円
- 2 入札期日
平成17年12月21日（水） 午前11時
- 3 入札場所
熊本県水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成17年12月19日（月） 午後5時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
(1) 契約締結期限 平成18年1月16日（月） 午後5時
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。

- (3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所
- (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）等を承知のうえ、入札するものとする。
- (5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話 096 - 333 - 2088）

熊本県公告第872号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務委託の名称
平成17年度ごみ排出抑制・リサイクル先進事例調査業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成18年3月31日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成17年度ごみ排出抑制・リサイクル業務委託に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成12年4月1日以降、都道府県が実施する「産業廃棄物実態調査業務」を受託し、適正に履行していること。
- (2) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、「環境アセスメント関係調査業務」の入札参加資格を有すると決定された者であること。

3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 平成17年11月25日（金曜）から平成17年12月5日（月曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 申請書の配布及び提出先
4に記載のとおり
- (3) 提出方法
4に記載の場所へ持参又は平成17年12月2日（金曜）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

4 契約条項を示す場所

熊本県環境生活部廃棄物対策課（県庁行政棟新館5階）
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096 - 383 - 1111 内線 7365、7368

5 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成17年11月25日（金曜）から平成17年12月5日（月曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成17年12月6日（火曜） 午後10時
 - イ 場所
郵便番号 862 - 8570
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁入札室（県庁行政棟本館地下1階）

- (4) 入札書の提出方法
5の(3)のイ記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額に入札説明書で指定する伝票枚数を乗じた金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時まで納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否
要
なお、契約の締結期限は、落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額に仕様書に示す伝票枚数を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第873号

上天草市長何川一幸から協議のあった大道地区(東浦工区農道6号線)土地改良事業(農業用道路)の施行については、平成17年11月16日付けで適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧に供する書類の名称
大道地区(東浦工区農道6号線)土地改良事業(農業用道路)計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成17年11月28日から平成17年12月26日まで
- 3 縦覧場所
上天草市役所

熊本県公告第874号

県有財産を次のとおり売却する。
平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
八代市新開町参号3番32
宅地 495.86平方メートル
最低売却価格 10,900,000円
- 2 入札日時
平成17年12月22日(木) 午後1時30分
- 3 入札場所
八代市西片町1660 熊本県八代地域振興局5階 中会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成17年12月20日(火) 午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8の入札参加申込書のほか入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
(1) 契約締結期限 平成18年1月17日(火) 午後5時
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所
(4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ、入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話096-333-2088)

熊本県公告第875号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項の規定により次のとおり公告する。
平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年10月20日
- 2 名称
NPO法人ワークショップひなたぼっこ
- 3 代表者の氏名
中山 希見子
- 4 主たる事務所の所在地

- 牛深市牛深町 129 番地の 3
- 5 定款に記載された目的
この法人は障害児・者及びその家族、高齢者に対して、自立・社会参加に向けた社会啓発推進事業や就労支援等の援助事業、又、より良い福祉の実現の為にし得る幅広い支援事業を行い、障害をもつ人々の生きがいと発達を保障し、地域の人々と共に障害をもつ人々が、社会の一員として共生できる豊かな地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 876 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 11 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 17 年 10 月 20 日
- 2 名称
特定非営利活動法人ひまわりの家
- 3 代表者の氏名
山武 重則
- 4 主たる事務所の所在地
天草郡苓北町上津深江 1210 番地の 3
- 5 定款に記載された目的
この法人は知的障害児・者及びその家族、高齢者に対して自立・社会参加に向けた社会啓発推進事業や、より良い福祉の実現の為にし得る幅広い支援事業を行い、障害をもつ人々が社会の一員として共生できる豊かな地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 877 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 11 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 17 年 10 月 20 日
- 2 名称
NPO 法人五和ささえ愛カンナの会
- 3 代表者の氏名
寺崎 幸男
- 4 主たる事務所の所在地
天草郡五和町大字井手 605 番地
- 5 定款に記載された目的
本会は、熊本県地域福祉支援計画「地域ささえ愛プラン」をベースに地域の不特定多数の市民（中でも高齢者・障害者・児童生徒ら）のために、地域通貨（時間通貨・ふれあい切符制度）の循環を図り、配食活動を始めとする住民見守り活動、住民交流サロンや小規模・多機能型福祉ホームづくり、そして社会福祉法人施設の地域への活動展開と提携する逆デイサービス等の活動を推進する。
一方、未だ失せていない豊富な知識と余力のある高齢者の力を借り、びわ作りや菜の花栽培を中心とするコミュニティビジネスを起こし、地域コミュニティの活性化に貢献し、合わせて地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 878 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 11 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 17 年 10 月 20 日
- 2 名称
特定非営利活動法人菊池市サッカー協会
- 3 代表者の氏名
上村 良一
- 4 主たる事務所の所在地
菊池市泗水町吉富 2658 番地吉富保育園内
- 5 定款に記載された目的
この法人は、菊池市及びその周辺地域におけるサッカー競技等の普及及び振興を図り、

サッカーを通してのまちづくり、地域の活性化、人材育成を目的とする。

熊本県公告第 879 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年10月21日
- 2 名称
NPO 法人みやび
- 3 代表者の氏名
田中 千洋
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市南千反畑町14番6号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、斎場の最終処理に至るまでの業務全般に関して、環境保護を念頭に置いた技術の普及と、その手法に関して社会的に理解を得る事を目的とした活動を行う。その根幹をなす事業として、故人及びその遺族並びに斎場主体者等に対して業務の状況を直接確認できる斎場施設内での処理・供養・保管に関する事業を行うと共に、少子化や高齢化によって生じる多様な葬祭環境の下でも全ての人に対して平等に納得できる葬祭の機会を提供し、遺族や関係者の方々が安心できる形で故人を終焉の地までお送りする活動を通して、地域社会のモラルの向上、環境保護、社会的弱者に配慮した雇用機会の拡充及び福祉に貢献する事を目的として活動を推進する。

熊本県公告第 880 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年10月24日
- 2 名称
特定非営利活動法人植物資源の力
- 3 代表者の氏名
浅川 牧夫
- 4 主たる事務所の所在地
水俣市袋42番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、水俣病の教訓を基に、人間と自然とのより良い関係を構築するため、植物性農業廃棄物、雑草、森林木や海藻（海草）等の、陸上や海洋の植物資源の高度有効利用や用途開発などの研究、調査及び技術移転や指導等を、国内外に亘り行うと共に、環境、自然、天然素材に関心のある人々や一般の人々に対して、バイオマス素材利用の普及、啓発に関する事業を行う。これにより、生態系の循環を促進して森林や海藻の森の再生や新生を促し、環境の保全と人類の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 881 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年10月25日
- 2 名称
特定非営利活動法人くまもとインターネット市民塾
- 3 代表者の氏名
宇佐川 毅
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市
- 5 定款に記載された目的

この法人は、趣味や生活、仕事などに役立つ知識や技能、態度などを修得したい、あるいは教えたいと考える一般市民に対して、インターネットを活用した相互学習と交流のための環境、およびノウハウを提供する事業を、大学・諸団体・行政・企業等と連携しながら展開し、地域の人材育成、地域活性化および地域情報化の推進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 882 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 11 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 17 年 11 月 2 日
- 2 名称
特定非営利活動法人中央自立支援会
- 3 代表者の氏名
土田 裕二
- 4 主たる事務所の所在地
下益城郡美里町萱野 1443-1 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は知的及び身体障害者または知的及び身体障害児に対して、自立生活のための訓練に関する事業を行う。障害者または障害児が一日も早く社会に復帰することを通して心豊かな社会の形成を目指すと共に会員自ら心の育成に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 883 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 11 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 17 年 11 月 4 日
- 2 名称
NPO 法人コミュニケーション・コンサルティング熊本
- 3 代表者の氏名
河添 博幸
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市室園町 8 番 24 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般の人々（老若男女）に対して、幅広いコミュニケーションをと
おし、人材教育育成に関する事業を行い、人と社会の発展に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 884 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 11 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 17 年 11 月 8 日
- 2 名称
NPO 法人花梨の家
- 3 代表者の氏名
右田 計次
- 4 主たる事務所の所在地
荒尾市荒尾 1694 番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域で生活し、働くことを希望する障害者の権利を守り、障害や疾病の
軽重に関わらず、一人ひとりがその役割を担い社会に参加することを目指し、この活動
を通じて障害者の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

熊本県公告第 885 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 11 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 17 年 11 月 10 日
- 2 名称
特定非営利活動法人保健福祉サポート
- 3 代表者の氏名
高木 美穂子

- 4 主たる事務所の所在地
熊本市春日一丁目14番27号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者および高齢者に対して、自立支援と介護予防及び介護に関する事業を行い、地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第886号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。
平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成17年11月15日
- 2 名称
NPO法人チェンジライフ熊本
- 3 代表者の氏名
緒方 洋子
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市御領三丁目15番72号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、県民一般に対して、自立支援に関する事業を行い、新しい女性・男性の生き方をリードし、未来を担うこども達が世界で活躍できる自由に生きいきとした平和な社会・男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

熊本県公告第887号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字六本木1142番1、同1142番2、同1142番3及び同1143番1
1,875.20平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市田迎五丁目4番6号
熊本タカスギ株式会社

熊本県公告第888号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成17年11月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画下水道 益城公共下水道
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第889号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成17年11月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成17年11月17日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
ユーエス電気工業株式会社
熊本市城山下代町469
代表取締役 内田 節夫
熊本県知事許可（般特-14）第05645号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
熊本県内の建設業に係る営業に関するもの
(2) 期間

- 平成17年12月1日から平成17年12月22日までの22日間
- 4 処分の原因となった事実
 ユーエス電気工業株式会社は、平成17年3月31日を審査基準日とする経営事項審査において、真正な決算とは異なる内容を記載した財務諸表を経営状況分析に提出し、虚偽の申請を行った。
 また、許可を受けないで建設業を営む者と政令で定める金額を超える下請契約を締結した。
 これらのことが、建設業法第28条第1項第2号（請負工事に関する不誠実な行為）、第6号（無許可業者との下請契約違反）に該当すると認められる。

登載依頼

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）
 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。
 平成17年11月25日

有明海自動車航送船組合
 管理者 長崎県知事 金子 原二郎

- 1 有明海自動車航送船事業の平成17年度上半期（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）における業務の状況は、次のとおりである。
- (1) 事業の概要
 当期における輸送実績は、航送車両数 234,762 台、車両収入 524,050,940 円、同乗旅客数 318,864 人、同乗旅客収入 99,962,540 円、一般旅客数 49,747 人、一般旅客収入 17,231,050 円である。
 これを前年度同期と比較すると、航送車両数 6,971 台（3.1%）の増、車両収入 8,893,670 円（1.7%）の増、同乗旅客数 14,054 人（4.6%）の増、同乗旅客収入 2,889,610 円（3.0%）の増、一般旅客数 3,930 人（8.6%）の増、一般旅客収入 1,316,720 円（8.3%）の増となる。
- (2) 職員数（平成17年9月30日現在）
 一般職員 20 人
 船舶職員 50 人
 合計 70 人
- (3) 条例、規則の制定改廃
 有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則（平成17年組合規則第1号）
- (4) 議会議決事項
 平成17年8月29日招集の有明海自動車航送船組合議会第2回定例会に上程し、同日可決された議案は、次のとおりである。
 第1号議案 平成16年度有明海自動車航送船事業会計決算の認定について
- (5) 経理状況
 ア 損益計算書 別表1
 イ 貸借対照表 別表2
- 2 平成16年度有明海自動車航送船事業会計決算の概要
 当年度は、6月から10月にかけての度重なる台風等の気象条件に大きく左右され、観光施設への入り込み数も低調であり、船舶燃料の高騰など厳しい経営環境にあったが、営業面において、観光施設等とのタイアップ、旅行雑誌への広告掲載、ラジオコマーシャルの実施等により新規顧客の獲得を図るとともに、接遇面においては、職員研修や所属長による職場内訪問等を実施し一層のサービス向上に努めた。一方経費面においては、船舶に係る燃料費・ドック経費の高騰があったものの、経営健全化の着実な推進と退職者不補充による人件費の削減、その他経費の抑制に努めた結果、前年度に引き続き純利益 9,834,691 円を計上した。
- (1) 平成16年度決算報告書 別表3
 (2) 平成16年度損益計算書 別表4
 (3) 平成16年度貸借対照表 別表5
 (4) 平成16年度企業債及び一時借入金の概況 別表6
 (5) 平成16年度固定資産明細書 別表7

別表1

平成17年度有明海自動車航送船事業上半期損益計算書
(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	610,709,074		
	(2) 運航雑入	<u>6,622,160</u>	617,331,234	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	2,169,416		
	(2) 運航経費	389,068,432		
	(3) 運航管理費	<u>194,314,699</u>	<u>585,552,547</u>	
	営業利益			31,778,687
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	1,903,896		
	(2) 雑収入	<u>1,596,106</u>	3,500,002	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	4,418,934		
	(2) 雑支出	<u>219,725</u>	<u>4,638,659</u>	<u>△ 1,138,657</u>
	経常利益			<u>30,640,030</u>
	当期純利益			30,640,030
	前年度繰越利益剰余金			<u>240,781</u>
	当期末処分利益剰余金			<u><u>30,880,811</u></u>

別表2

平成17年度有明海自動車航送船事業上半期貸借対照表
(平成17年9月30日)

単位：円

資 産 の 部			
1	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
イ	船 舶	2,265,806,687	
	減価償却累計額	<u>1,913,504,902</u>	352,301,785
ロ	土 地		12,203,065
ハ	建 物	791,026,618	
	減価償却累計額	<u>211,291,801</u>	579,734,818
ニ	構 築 物	228,639,290	
	減価償却累計額	<u>168,973,132</u>	59,666,159
ホ	機 械 装 置	5,840,400	
	減価償却累計額	<u>5,548,380</u>	292,020
ヘ	備 品	30,748,359	
	減価償却累計額	<u>24,507,066</u>	<u>6,241,293</u>
	有形固定資産合計		1,010,439,139
(2)	無 形 固 定 資 産		
イ	電 話 加 入 権		<u>757,600</u>
	無形固定資産合計		757,600
(3)	投 資		
イ	出 資 金		<u>10,200,000</u>
	投資合計		<u>10,200,000</u>
	固定資産合計		1,021,396,739
2	流 動 資 産		
(1)	現 金 預 金		665,670,229
(2)	未 収 金		5,235,117
(3)	有 価 証 券		659,941,000
(4)	そ の 他 流 動 資 産		<u>11,947,850</u>
	流動資産合計		<u>1,342,794,196</u>
	資 産 合 計		<u>2,364,190,935</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 退職給与引当金		143,042,500	
(2) 修繕準備引当金		<u>13,334,843</u>	
固定負債合計			156,377,343
4 流 動 負 債			
(1) 未 払 金		14,351,074	
(2) 預 り 金		28,513,535	
(3) その他流動負債		<u>500,000</u>	
流動負債合計			<u>43,364,609</u>
負債合計			199,741,952

資 本 の 部

5 資 本 金			
(1) 自己資本金		1,801,150,000	
(2) 借入資本金			
イ 企 業 債		<u>209,391,045</u>	
借入資本金合計			<u>209,391,045</u>
資本金合計			2,010,541,045
6 剰 余 金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	9,727,127		
ロ 工事負担金	800,000		
ハ 補 助 金	<u>1,000,000</u>		
資本剰余金合計		11,527,127	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	53,500,000		
ロ 利益積立金	58,000,000		
ハ 当期末処分利益剰余金	<u>30,880,811</u>		
利益剰余金合計		<u>142,380,811</u>	
剰余金合計			<u>153,907,938</u>
資本合計			<u>2,164,448,983</u>
負債資本合計			<u>2,364,190,935</u>

別表 3

平成 16 年度 決算 報告 書

1 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計			
第 1 款 事 業 収 益	円 1,289,588,000	円 0	円 0	円 1,289,588,000	円 1,288,677,799	円 △ 50,910,201	
第 1 項 営 業 収 益	円 1,279,831,000	円 0	円 0	円 1,279,831,000	円 1,228,292,598	円 △ 51,538,402	(うち、仮受消費税及び地方消費税 58,490,125 円)
第 2 項 営 業 外 収 益	円 9,757,000	円 0	円 0	円 9,757,000	円 10,385,201	円 628,201	(うち、仮受消費税及び地方消費税 58,490,125 円)
第 3 項 特 別 収 益	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	256,722 円)

支 出

区 分	予 算 額				決 算 額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計			
第 1 款 事 業 費	円 1,286,414,000	円 0	円 0	円 1,286,414,000	円 1,228,659,708	円 57,754,292	
第 1 項 営 業 費 用	円 1,235,255,000	円 0	円 0	円 1,235,255,000	円 1,179,483,291	円 55,771,709	(うち、仮私消費税及び地方消費税 20,413,421 円)
第 2 項 営 業 外 費 用	円 51,159,000	円 0	円 0	円 51,159,000	円 49,176,417	円 1,982,583	(うち、" 21,926 円、差引納付額 38,128,100 円)
第 3 項 特 別 損 失	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

地方公 営企業 法第 26 条第 2 項の規 定によ る繰越 る繰越 額	決 算 額	不 用 額	備 考
円 0	円 0	円 57,754,292	
円 0	円 0	円 55,771,709	(うち、仮私消費税及び地方消費税 20,413,421 円)
円 0	円 0	円 1,982,583	(うち、" 21,926 円、差引納付額 38,128,100 円)
円 0	円 0	円 0	

2 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	繰越額				
				地方公営企業法第26条 の規定による繰越額に 係る財源充当額	繰越額に 係る財源充当額			
第1款 資本的収入	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考		
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用 増減額	小 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	繰越費 通次 繰越額			合計	
													円
第1款 資本的支出	68,135,000	0	0	0	68,135,000	0	0	0	0	68,135,000	67,586,016	円 548,984	
第1項 建設改良費	3,400,000	0	500,000	0	3,900,000	0	0	0	0	3,900,000	3,851,400	48,600	(仮払消費税及び地方 消費税 183,400円)
第2項 企業価値還元	63,735,000	0	0	0	63,735,000	0	0	0	0	63,735,000	63,734,616	384	
第3項 予備費	1,000,000	0	△ 500,000	0	500,000	0	0	0	0	500,000	0	500,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 67,586,016円は、過年度分損益勘定留保資金 67,402,616円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 183,400円で補てんした。

別表4

平成16年度損益計算書
(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	1,156,730,790		
	(2) 運航雑入	<u>13,071,683</u>	1,169,802,473	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	4,451,391		
	(2) 運航経費	705,025,897		
	(3) 運航管理費	<u>449,592,582</u>	<u>1,159,069,870</u>	
	営業利益			10,732,603
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	3,254,124		
	(2) 雑収入	<u>6,874,355</u>	10,128,479	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	10,587,862		
	(2) 雑支出	<u>438,529</u>	<u>11,026,391</u>	<u>△ 897,912</u>
	経常利益			<u>9,834,691</u>
	当年度純利益			9,834,691
	前年度繰越利益剰余金			<u>906,090</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u>10,740,781</u>

別表5

平成16年度貸借対照表
(平成17年3月31日)

単位：円

		資 産 の 部		
1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ	船 舶	2,262,506,687		
	減価償却累計額	<u>1,876,740,891</u>	385,765,796	
ロ	土 地		12,203,065	
ハ	建 物	791,026,618		
	減価償却累計額	<u>203,967,050</u>	587,059,568	
ニ	構 築 物	228,639,290		
	減価償却累計額	<u>166,048,378</u>	62,590,912	
ホ	備 品	36,568,359		
	減価償却累計額	<u>30,456,621</u>	6,111,738	
ヘ	機 械 装 置	5,840,400		
	減価償却累計額	<u>5,548,380</u>	292,020	
	有形固定資産合計			1,054,023,099
(2) 無形固定資産				
イ	電 話 加 入 権		<u>757,600</u>	
	無形固定資産合計			757,600
(3) 投 資				
イ	出 資 金		<u>10,200,000</u>	
	投資合計			<u>10,200,000</u>
	固定資産合計			1,064,980,699
2 流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金		703,764,161	
(2)	未 収 金		12,771,160	
(3)	前 払 金		0	
(4)	有 価 証 券		659,650,000	
(5)	その他流動資産		<u>1,200,000</u>	
	流動資産合計			<u>1,377,385,321</u>
	資 産 合 計			<u>2,442,366,020</u>

負 債 の 部

3 固定負債		
(1) 退職給与引当金	143,042,500	(引当金取り崩し 223,269,955)
(2) 修繕準備引当金	<u>13,334,843</u>	(引当金取り崩し 3,172,500)
固定負債合計		156,377,343

4 流動負債		
(1) 未払金	111,679,794	
(2) 預り金	6,557,625	
(3) その他流動負債	<u>1,200,000</u>	
流動負債合計		<u>119,437,419</u>

負債合計 275,814,762

資 本 の 部

5 資本金		
(1) 自己資本金	1,801,150,000	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>242,133,350</u>	
借入資本金合計		<u>242,133,350</u>
資本金合計		2,043,283,350

6 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	9,727,127	
ロ 工事負担金	800,000	
ハ 補助金	<u>1,000,000</u>	
資本剰余金合計		11,527,127
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	53,000,000	
ロ 利益積立金	48,000,000	
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>10,740,781</u>	
利益剰余金合計		<u>111,740,781</u>
剰余金合計		<u>123,267,908</u>

資本合計 2,166,551,258

負債資本合計 2,442,366,020

別表6

平成16年度企業債及び一時借入金の概況

① 企業債

区 分	期 首 未 償 還 高	期 中 増 加 高	期 中 償 還 高	期 末 未 償 還 高
政 府 資 金	305,867,966	0	63,734,616	242,133,350
公 庫 資 金	0	0	0	0
計	305,867,966	0	63,734,616	242,133,350

② 一時借入金

なし

別表 7

平成 1 6 年度 固定資産 明細書

(1) 有形固定資産

単位：円

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額		年度未償却未済高	備 考
					当年度増加額	当年度減少額		
船 舶	2,258,838,687	3,668,000	0	2,262,506,687	74,117,148	0	385,765,796	
土 地	12,203,065	0	0	12,203,065	0	0	12,203,065	
建 物	791,026,618	0	0	791,026,618	14,746,066	0	587,059,568	
構 築 物	228,849,290	0	210,000	228,639,290	6,362,803	199,500	62,590,912	
備 品	36,568,359	0	0	36,568,359	1,659,790	0	6,111,738	
機械装置	5,840,400	0	0	5,840,400	0	0	292,020	
計	3,333,326,419	3,668,000	210,000	3,336,784,419	96,885,797	199,500	1,054,023,099	

(2) 無形固定資産

単位：円

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却高	年度末現在高	備 考
電話加入権	757,600	0	0	0	757,600	
計	757,600	0	0	0	757,600	

(3) 投 資

単位：円

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備 考
島原温泉観光料	200,000	0	0	200,000	
有明フェリ-振興料	10,000,000	0	0	10,000,000	
計	10,200,000	0	0	10,200,000	